

指宿広域市町村圏組合規約

(平成17年10月11日 指令地第902号許可)

改正	平成18年6月1日	指令市町村第250号許可
	平成19年3月30日	指令市町村第1299号許可
	平成19年12月1日	指令市町村第865号許可
	平成22年7月5日	指令市町村第1号許可
	平成29年1月25日	指令市町村第5号許可

指宿広域市町村圏組合規約（平成5年指令地第680号許可）の全部を改正する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。
(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、指宿市及び南九州市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務。ただし、処理は指宿市の全域及び南九州市頬娃町の区域で発生するし尿に限る。
- (2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務。ただし、処理は指宿市の全域及び南九州市頬娃町の区域で発生するごみに限る。
- (3) 一般廃棄物管理型最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務。ただし、処分は組合のごみ処理施設で発生する焼却灰等に限る。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、指宿市開聞仙田711番地4に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、そ

の選出区分は次のとおりとする。

- (1) 指宿市 6人
 - (2) 南九州市 2人
- (組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、関係市の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市は速やかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の選挙に準用する。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は、組合の議会において、組合議員の中から選挙し、副議長は、議長が選出された以外の関係市の議員の中から選出するものとする。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

第3章 組合の執行機関

(執行機関)

第10条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、指宿市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、南九州市長の職にある者及び管理者が指名する指宿市副市長の職にある者をもって充てる。

4 会計管理者は、指宿市会計管理者の職にある者をもって充てる。

5 管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

6 管理者及び副管理者ともに事故あるとき、又は欠けたときは、管理者があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(執行機関の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長及び副市長としての任期による。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあっては、組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任された者にあっては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第13条 組合に事務局を置く。

2 組合に職員を置き、その定数は条例で定める。

3 職員は、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、関係市の負担金、国・県の補助金、組合の財産により生じる収入、組合の事業により生じる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雜則

(その他)

第15条 この規約に定めるものほか必要な事項は、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第4条の変更規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	経費	負担割合
運営事務費	議会費、総務費、予備費及びその他管理者が運営事務費と認める経費	基本割：20パーセント（うち、指宿市が4分の3、南九州市が4分の1） 人口割：80パーセント（関係市の受益地域の直近の国勢調査人口の割合で按分）
し尿処理施設費	設置、管理及び運営に関する経費	人口割：30パーセント（関係市の受益地域の直近の国勢調査人口（前年3月末日現在の公共下水道に係る水洗化人口を除く。）の割合で按分） 処理量割：70パーセント（関係市の受益地域の前年度以前3年間の処理量の実績で按分）
ごみ処理施設費	設置、管理及び運営に関する経費	人口割：30パーセント（関係市の受益地域の直近の国勢調査人口の割合で按分） 処理量割：70パーセント（関係市の受益地域の前年度以前3年間の処理量の実績で按分）
一般廃棄物管理型最終処分場費	設置、管理及び運営に関する経費	人口割：30パーセント（関係市の受益地域の直近の国勢調査人口の割合で按分） 処理量割：70パーセント（関係市の受益地域の一般廃棄物の埋立量で按分）